

第三の国連都市——ウィーン

林 民 夫

在オーストリア日本国大使館一等書記官

1. はじめに

オーストリア＝ハプスブルク帝国の首都としてかつてその繁栄を誇り、また今日に至るまで音楽の都として名高いウィーンは、近年各種国際機関を誘致して、国連都市、会議都市という新しいプロフィールを加えた。国際原子力機関（IAEA）、国連工業開発機構（UNIDO）のほか、社会問題を取り扱っている社会開発人道問題センター（CSDHA）、麻薬関係諸機関等がウィーンに事務局を置いているとともに、各種会議がウィーンで開催されている。また、石油輸出国機関（OPEC）もその本部をウィーンに置いている。

本稿では、これらのうち、社会問題を取り扱っている諸機関を中心にその概要を紹介するとともに、最近の活動について述べることにしたい。

2. オーストリアの中立政策と ウィーン国際センターの誕生

1979年8月23日、ウィーンのドナウ河畔、旧市街の対岸にウィーン国際センター（Vienna International Center）

が開設され、ウィーンは名実ともにニューヨーク、ジュネーブに次いで第3の国連都市となった。

何故ウィーンはこのように国連都市への道を歩んだのであろうか。このことを考える場合、最も重要な要素は、オーストリアがスイスと並ぶ永世中立国であるということである。第一次世界大戦に敗れてハプスブルク帝国が崩壊し、ヨーロッパの一小国となったオーストリアは、1938年のナチス・ドイツへの併合、第二次世界大戦の敗戦、その後1955年までの米、英、仏、ソによる占領という辛酸をなめた。新生オーストリアは、これらの反省の上に立ち、また、ドイツの東西分裂という厳しい現実をも睨みながら、1955年5月15日、永世中立、ドイツとの¹⁾非合併を約した国家条約を占領4カ国との間に締結することにより船出した。また、同年10月26日にはオーストリアの中立をうたった連邦憲法が発布された。独立の確保の手段としてこのように永世中立を選択したオーストリアは、独立の維持、強化のためには緊張緩和のための地理的・歴史的及び政治的情勢に応じた積極外交が最も有益であるとの判断

のもとに、55年、直ちに国連に加盟するとともに、西側に対しても、また、東側に対しても積極的に外交活動を展開している。

このひとつのあらわれが国際機関のウィーン誘致であり、オーストリアは国際機関の存在が独立の維持と永世中立に資するものとの考え方から国際機関のウィーン誘致を進めてきたのである。

まず、1957年に「全世界における平和、保障及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」とともに、機関の「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないこと確保する」目的でウィーンに国際原子力機関(International Atomic Energy Agency=IAEA)が設立された。また、1967年には、工業開発の推進、特に開発途上国の工業化の促進・援助を目的として工業開発計画の策定等の事業活動及び研究調査活動を行う国連工業開発機関(United Nations Industrial Development Organization=UNIDO)が設立され、同年秋に、事務局がウィーンに移転された。その他、国連関係機関ではないが、1961年に設置された産油国の政府間機関である石油輸出国機構(Organization of the Petroleum Exporting Countries=OPEC)の本部が、1965年にジュネーブからウィーンに移転された。

更に強い誘致運動が行われた結果、ニューヨーク、ジュネーブ等よりいくつかの国連関係機関がウィーンに移転することとなり、IAEA及びUNIDOとこれら新しく移転してくる各機関のためのオフィスとし

て、及び国際会議場として、ウィーン国際センターが設立されたのである。なお、これら諸機関の移転に当たっては、国連本部のあるニューヨークとの地理的な問題、オーストリアの言語(ドイツ語)が国連の公用語でないという問題等が提起された由であるが、オーストリア側が好条件を提示したこと(例えば、ウィーン国際センターはオーストリア政府が建設し、その所有権者であるが、これを年間1シリング=約14円の借賃で貸与している。)のほか、オーストリアが東側とも友好関係を維持していること、当時のワルトハイム国連事務総長²⁾がオーストリア出身であったこと等もあいまって、第3の国連都市の誕生を見るに至ったものである。

以下、社会問題を取り扱っている国連の諸機関を中心に、その概要を述べてみよう。

3. 社会開発人道問題センター及び関連委員会等

(1) 社会開発人道問題センター

社会開発人道問題センター(Center for Social Development and Humanitarian Affairs=CSDHA)は、国連の純粋な事務局(Secretariat)である。国連には事務総長の統括の下に政治安全保障理事局、政治問題・信託統治・非植民地化局、国際経済社会局等が置かれ、それぞれ事務次長(Under-Secretary-General)が事務を統括しているが、CSDHAは、国際経済社会局の中の一部局である。所長のMs. Shahani 事務次長補(Assistant-Secretary-General)の下、青年、老人、障害者、婦人、犯罪防止等の諸問題を扱っ

3) ている。これらの問題につき CSDHA が事務局となって進められている国連の諸活動は次のとおりである。

イ 国際青年年

(International Youth Year)

1979年12月第34回国連総会において、1985年を国際青年年とするとともにそのテーマを「参加、開発、平和」とすることが定められた。また、国際青年年の準備及び同年の活動について審議するため、国際青年年諮問委員会が設立されることとなった。国際青年年諮問委員会は事務総長が準備する「国際青年年の準備及び行事計画草案」(Draft Programme for the Preparation and Observance of the International Youth Year) について審議するとともに、国際青年年の「詳細計画」を策定するため、3回の会合を持つこととされている。

国際青年年諮問委員会は24カ国で構成され、我が国も委員国になっている。諮問委員会の第1回諮問委は、1981年3月30日～4月8日、ウィーン国際センターで開催された。同会合においては、事務総長が準備した上記「計画草案」について審議を行い、所要の修正を加えて「国際青年年まで及び同年に実施されるべき手段及び活動の特別プログラム」(Specific Programme of Measures and Activities to Be Undertaken Prior to and during the International Youth Year) として採択され、この「特別プログラム」は同

年国連総会において承認された。

第2回諮問委(1982年6月14日～23日、於ウィーン国際センター)においては、「特別プログラム」の履行状況を踏まえ、国連事務総長が第37回国連総会に提出すべき履行状況報告(Progress Report) 案の審議を行うとともに、「特別プログラム」に更に加えて実施すべき事項を採択(第37回国連総会で承認)した。

以上のほか、青年の権利等に関する宣言、世界会議の開催等が、主として諮問委議長国ルーマニアの主唱の下に諮問委等の場において検討されている。青年の権利等に関する宣言については、ルーマニアがインドネシア等との調整を了して作成した宣言案を国連事務総長が各国等に配布し、コメントを求めることとされているが、人権宣言等のほかにこのような宣言が必要とは考えられないとして反対する国も多い。また、世界会議の開催については、地道な活動に重点を置くべきであるとして反対する意見が、少なくとも諮問委の場では大勢を占めている。

なお、第3回諮問委は、1984年前半に開催される予定である。

ロ 高齢者問題世界会議

(World Assembly on Aging)

1982年7月26日～8月6日、ウィーンのホフブルク宮殿で、高齢者問題世界会議が開催された。

今後数10年のうちに、世界はかつて経験しなかつたような高齢人口の爆発的増加に直面することとなる。国連の試算

によれば、1975年における60歳以上の者の数は3億5千万人であったが、2000年には6億人、50年後の2025年には11億2千万人（総人口の13.7%）に達するものと見込まれている。高齢者問題世界会議は、世界各国が高齢者の問題につき共に考え、上述の事態を見通した上で対応策を検討する目的で開催されたものである。

同世界会議は、121カ国の参加の下に、1981年8月から1982年5月まで3回にわたる諮問委員会（我が国を含む23カ国で構成、我が国は副議長国をつとめた。）を経て準備された高齢者問題国際行動計画（International Plan of Action on Aging）案を審議し、修正の上これを採択した。行動計画は既に内閣総理大臣官房老人対策室において邦訳がなされているので、その詳細についてはここでは触れないが、今後各国が高齢者対策を進めていく上での基本的な指針として高く評価されよう。

なお、我が国は、田辺総理府総務長官（首席代表）が一般演説を行ったほか、同世界会議の副議長国をつとめるとともに、老人の日の設定を提唱する（行動計画パラ100に盛り込まれた。）等の積極的な貢献を行った。

ハ 国際障害者年（International Year of Disabled Persons）及び国連障害者の十年（United Nations Decade of Disabled Persons）

障害者の権利宣言が採択された翌年に

当たる1976年の第31回国連総会において、1981年を国際障害者年とすることが決議された。引き続き、1979年第34回国連総会において「国際障害者年行動計画」が採択され、これに沿って、「完全参加と平等」（Full participation and equality）のテーマの下、1981年の国際障害者年には国際的レベルでも国内的レベルでも各般の活動が展開された。

更に、同年第37回国連総会においては、「障害者に関する世界行動計画」（World Programme of Action concerning Disabled Persons）が採択されるとともに、1983年からの10年間を「国連障害者の十年」とすることが決定された。なお、世界行動計画の実施状況については、1987年の第42回国連総会において評価が行われることとなっている。

ニ 国連婦人の十年

（United Nations Decade for Women）

1975年の国際婦人年に、その主要行事としてメキシコで国際婦人年世界会議が開催され、「世界行動計画」等が採択されるとともに、同年第30回国連総会において1976年から1985年までの10年間を国連婦人の十年とすることが決議された。更に、国連婦人の十年の中間年に当たる1980年にはコペンハーゲンにおいて世界会議が開催され、婦人の十年前半期の上記世界行動計画の実施状況等を踏まえ、「国連婦人の十年

海外の動き

後半期行動プログラム」が策定された。

婦人の十年の最終年に当たる1985年には、十年間の業積の検討と評価を行うとともに、婦人の十年終了後の婦人問題への取組みの方向づけを行うため、三たび世界会議が開催されることになっている。会議の開催地は、現在のところ、ケニアのナイロビの名が挙がっている。

1985年世界会議の準備については、婦人の地位委員会(後述)が準備委員会として機能することとなっている。準備委員会としての婦人の地位委員会は1983年、84年、85年の3回開催することとされており、その第1回会合が本年2月23日から3月4日までウィーン国際センターで開催された。同会合においては、世界会議の仮議題等について準備委としての経済社会理事会に対する勧告をまとめあげた。(同勧告は本年5月経済社会理事会において決定された。)

なお、1985年世界会議に先立ち、各地域において地域準備会合を開催することとされているが、アジア地域準備会合は来春日本で開催される予定である。

ホ 国連犯罪防止会議

(The United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)

犯罪の防止及び犯罪者の処遇について話し合うため、1955年以来5年に1回開催されている。最近では、1980年にベネズエラのカラカスで第6回会議が開催された。

(2) 社会開発委員会

社会開発委員会(Commission for Social Development)は、経済社会理事会決議によって設立された同理事会の機能委員会であり、一般的性格を有する社会問題、特に専門的政府間機関によって取り扱われない社会分野のあらゆる事項に関し経済社会理事会に助言すること等をその任務としている。

社会開発委員会は経済社会理事会によって選出される32カ国からの代表32名により構成されている。我が国は1971年から78年まで委員国であったが現在は委員国になっていない。

委員会は2年に1度開催され、最近では、本年2月にウィーンで第28回委員会が開催された。

(3) 婦人の地位委員会

婦人の地位委員会(Commission on the Status of Women)も、社会開発委員会と同様経済社会理事会により設立された同理事会の機能委員会であり、婦人の権利の増進に関し経済社会理事会に対して勧告及び報告を行い、また、男女平等の原則の実施を目的として、婦人の権利について緊急な措置を要する問題に関して同理事会に勧告を行うとともに、その勧告の実施に関し提案を行うこととされている。

婦人の地位委員会は経済社会理事会により選出される32カ国32名の代表により構成されており、現在我が国も委員国となっている。

婦人の地位委員会は、2年に1回の頻度で開催され、最近では第29回委員会が1

1982年2月～3月にウィーン国際センターで開催された。このほか、前述のように婦人の地位委員会は1985年世界会議の準備委員会としての機能も付与されており、準備委員会としての婦人の地位委員会は1983年2月～3月にウィーン国際センターで第一回会合がもたれた他、84年、85年にも各1回の会合が予定されている。

(4) 婦人差別撤廃委員会

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)が1979年12月採択され、1981年9月に発効した。⁴⁾

本条約に基づき、「この条約の実施についてもたらされた進歩を検討するために」婦人差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Discrimination Against Women)が設置された。同委員会は締約国により選出される23名(条約発効時は18名)の専門家により構成されている。

委員会は毎年会合することとされている。第一回会合は1982年10月18日から22日までウィーン国際センターで開催され、手続規則の採択等が行われた。

(5) 犯罪防止委員会

犯罪防止委員会(Committee on Crime Prevention and Control)は、事務総長及び社会開発委員会が犯罪防止、犯罪者処遇の分野における国際行動基準、政策を企画立案するのを補佐すること等を目的として設立された常設専門家組織である。

委員数は27名であり、我が国の鈴木義男法務省矯正局長が委員をつとめている。

委員会は2年に1回開催することとされており、最近では1982年3月に第7回会議がウィーン国際センターで開催された。

4. 麻薬関係諸機関

(1) 麻薬委員会

麻薬委員会(Commission on Narcotic Drugs)は、経済社会理事会決議により設立された同理事会の機能委員会であり、麻薬に関する国際条約等が履行されるよう監視すべく経済社会理事会を援助すること、麻薬の統制に関するあらゆる事項について経済社会理事会に助言を与えること等をその任務としている。麻薬に関する単一条約⁵⁾、向精神剤条約⁶⁾の対象薬剤の変更もその重要な任務である。

委員会は30カ国の代表により構成され、我が国は従来より委員国をつとめている。

委員会は2年に1回開催される他、開催されない年度にも必要に応じ特別会期がもたれる。本年2月には第三十会期が開催された。同会期においては、国際麻薬統制に関する活動報告、麻薬及び向精神剤に関する国際条約の履行、薬物乱用及び不法流通の現状と傾向等の議題について審議が行われ、各種の決議、決定等が採択された。

(2) 国際麻薬統制委員会

(International Narcotics Control Board)

麻薬統制委員会は麻薬に関する単一条約の規定に基づき設立された同条約及び向精神剤条約の監督機関であり、締約国の提出

海外の動き

する需要量の見積り、統計報告等を検討して、条約の規定を実施していないため条約の目的が損なわれるおそれがある場合に当該政府の説明を求める等の任務を遂行する。

委員会は13名の委員により構成され、毎年少なくとも2回の会議を開催することとされている。

委員会には事務局が置かれている。事務局は行政的には事務総長の指揮の下にあるが、技術的独立性を確保することとされている。

(3) 国連薬物乱用統制基金

国連薬物乱用統制基金 (United Nations Fund for Drug Abuse Control) は、薬物の統制のための各種のプロジェクトを実施するため各国政府、民間等から自発的拠出を受け入れてこれを管理、運営する基金である。

我が国は、同基金に対し、毎年30ドルの拠出を行っている。

(4) 国連麻薬部

(Division of Narcotic Drugs)

麻薬問題を取扱う国連の事務局であり、麻薬委員会の事務局としての役割も有する。

部内に麻薬研究室 (Narcotics Laboratory) を有し、各国からのフェローの訓練等を行っている。

5. 国連パレスチナ難民救済事業機関

国連パレスチナ難民救済事業機関 (United Nations Relief and Works for Palestine Refugees in the Near East = UNRWA) は国連総会決議により設立され、各国政府、民間等からの拠出金

により、パレスチナ難民に対し、救済(食糧配給、収容施設の供与等)、保健、教育等の活動を行っている。

我が国は、1982年度には700万ドル(前年度より100万ドル増)の現金と10.6億円の小麦粉(輸送費を含む。)を拠出した。83年度においては、現金は800万ドル拠出する予定である。

なお、毎年8月にはUNRWA事務局長の諮問機関であるUNRWA諮問委員会が当地にて開催される。また、UNRWAの財政状況を検討するための財政ワーキンググループがニューヨークで会合を持っている。我が国はこれら二機関のメンバー国となっている。

6. 国際機関で働く日本人職員

以上のほか、ウィーン所在の国際連合の機関としては法務局国際商取引法部、国連難民高等弁務官事務所ウィーン事務所等があるが、これら国際連合の機関で働く日本人職員は、CSDHAの敷田稔犯罪防止部長、曾野和明法務局国際商取引法部長、渡辺敬三麻薬部研究室長のほか、国連パレスチナ難民救済事業機関、国際麻薬統制委員会の各1名を加えた5名である。これらの他、IAEAに20名強、UNIDOに10名強の日本人職員が働いている。

国連(専門機関等を除く。)全体の専門職以上の職員数は約3,000名であり、うち日本人職員数は1982年6月現在101人である。日本に割り当てられた望ましい職員数は161~217人とされており、現状ではこれを大幅に下回っているが、ウ

ーンの国連の機関内でも、5人というの
は極めて少ない数字といわねばならない。

優秀な人材の送り込み活動の強化が要請さ
れるところである。

- 注1) オーストリア国民の大部分はドイツと同じくゲルマン民族であり、ドイツ語が公用語となっている。
- 2) 外相、国連代表部大使等を歴任後、1972年から8年間国連事務総長をつとめた。
- 3) 国連の専門職以上の職階は次のとおりである。
事務総長 (SG)
事務次長 (USG)
事務次長補 (ASG)
部長 (D₂)
部 (次) 長 (D₁)
専門職員 (P₅ ~ P₁)……P₅は課長相当
- 4) 本条約の採択に際し、我が国は署名を行ったが、現在国内法の整備につき検討を行っている段階

であり、批准するには至っていない。

- 5) 麻薬に関する単一条約 (Single Convention on Narcotic Drugs) は1912年の国際あへん条約等麻薬関係9条約を統合したものであり、1961年に採択され、1964年3月2日に発効した。なお、本条約は1972年改正議定書により一部改正されている。我が国は改正議定書を含め本条約を批准している。
- 6) 向精神剤条約 (Convention on Psychotropic Substances) は、1971年に採択され、1976年8月15日に発効した。我が国は向精神剤の乱用がほとんどみられないこともあって、未だ批准に至っていない。